

別 表

巡視、点検および試験の基準（需要設備）

○印は各点検の該当項目を示す。（注3）

電氣工作物	点検項目 (注1)	定期点検		臨時点検	
		月次点検	年次点検	必要の都度	
		隔月	年1回		
受 電 設 備	責任分界となる区分開閉器、断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器遮断機開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検、試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		内部点検			○
絶縁油の点検、試験				○	
電力用コンデンサ直列リアクトル	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
避雷器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
母線バスダクト等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
配電盤制御回路	外観点検	○	○		
	指示計測	○			
	絶縁抵抗測定		○		
	保護継電器動作特性試験			○	

電気工作物		点検項目 (注1)	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	必要の都度
			隔月	年1回	
受電設備	配電盤、制御回路	計器校正試験			○
		シーケンス試験		○	
	建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
		外観点検	○	○	
	接地装置	漏洩電流測定 (注4)	○		
		接地抵抗測定		○	
配電設備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同左	同左	同左
	断路器、遮断機、開閉器、電力ヒューズ、計器用変成器、変圧器、電力用コンデンサ等、避雷器、母線等、その他の高圧機器、配電盤等、建物、室、キュービクル等	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
	接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
電気使用場所の設備	電動機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注2)		○	
	電熱装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注2)		○	
	電気溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注2)		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注2)		○	
	配線および配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注2)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	その他の機器類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注2)		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
絶縁抵抗測定 (注2)			○		

電気工作物		点検項目 (注1)	定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
			隔月	年1回	必要の都度
非常用予備発電装置	原動機および付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機および励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断機 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		結合動作試験		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	遮断機、開閉器、配電盤、制御装置等	シーケンス試験		○	
その他受電設備に準ずる		同左	同左	同左	
建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○		
接地装置	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重、液温測定		○	
	充電装置および付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注2)		○	

(注1) 各項目の点検方法については、電気関係法令に基づく点検指針等による。

(注2) 絶縁常時監視装置により、絶縁状況が良好と認められるときは、協議のうえ一部又は全部を省略することができるものとする。

(注3) ○印の該当項目については、設備のある場合に適用する。

(注4) 絶縁常時監視装置により、絶縁状況が良好と認められるときは、協議のうえ一部又は全部を省略することができるものとする。